

議案第54号

北名古屋市国民健康保険税条例の一部改正について

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年5月30日提出

北名古屋市長 太田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額を見直すため及び字句を整理するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北名古屋市国民健康保険税条例（平成18年北名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条第1項各号列記以外の部分中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第8項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北名古屋市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（適用区分）

第2条 新条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。